

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第３項の規定により、本日から１週間の期間で利害関係人の意見を聴取します。

令和7年10月10日

[農用地等一覧]

No	市町村名	大字	字	地番	貸借期間
1	大河原町	金ヶ瀬	原	61-1	10年
2	大河原町	金ヶ瀬	原	61-2	10年
3	大河原町	金ヶ瀬	原	61-3	10年
4	大河原町	金ヶ瀬	原	53-1	10年
5	大河原町	金ヶ瀬	原	53-2	10年
6	大河原町	金ヶ瀬	原	53-3	10年
7	大河原町	金ヶ瀬	原	54	10年
8	大河原町	金ヶ瀬	原	55	10年
9	大河原町	金ヶ瀬	原	56-1	10年
10	大河原町	金ヶ瀬	原	56-2	10年
11	大河原町	金ヶ瀬	原	56-3	10年
12	大河原町	金ヶ瀬	原	59-1	10年
13	大河原町	金ヶ瀬	原	59-2	10年
14	大河原町	金ヶ瀬	原	59-3	10年
15	大河原町	金ヶ瀬	原	60	10年